

※韓国情勢※

韓国の情勢も統合進歩党の李石基（イ・ソッキ）議員が「内乱陰謀罪」で不当逮捕された上に、前代未聞の政党の解散が行われています。日本のマスコミではほとんど報道しませんが注目を！

「統進党解散審判請求案」が国務会議を通過＝韓国中央日報/中央日報日本語版 2013年11月05日



国会第3党の統合進歩党(統進党)に対する法務部の政党解散審判請求が5日、国務会議を通過した。これを受け、1988年の憲法裁判所設立後、初めて政党解散手続きが進められることになった。統進党は国会で5議席の第3党。

政府はこの日午前、鄭ホン原(チョン・ホンウオン)首相の主宰で開かれた国務会議で、法務部の統進党解散審判請求に関して検討・報告した内容を上程し、審議・議決したと明らかにした。黄教安(ファン・ギョアン)法務部長官は、統進党所属の李石基(イ・ソッキ)議員ら党員がRO(Rovolutionary Organization)組織を作った容疑で起訴されただけに、憲法に明示された「民主的基本秩序」に反したと見なすべきだと報告した。

憲法第8条によると、「政党の目的や活動が民主的な基本秩序に反する場合、政府は憲法裁判所にその解散を提訴でき、政党は憲法裁判所の審判に基づいて解散する」と規定している。

法務部は憲法第89条14号に基づき、国務会議の議決を経て憲法裁判所に違憲政党解散審判請求をすることになる。裁判官6人以上の賛成で解散

決定が下されれば、決定文は中央選挙管理委員会に伝えられる。選管委が政党の登録を抹消すれば、党の財産は国庫に帰属し、党名も使用できなくなる。しかし党の解散とは関係なく政党所属議員に対する議員職喪失規定はなく、解散が決定した政党の所属議員は身分を維持することができる。

一方、統進党に対する解散請願は2004年以降、最近まで計4回あったが、これまでの3回の請願はすべて受け入れられなかった。1987年の憲法体制後、政党解散審判を請求したり、受け入れられた事例はなかった。ただ、李承晩(イ・スンマン)政権当時の1958年、チョ奉岩(チョ・ボンアム)先生が率いた「進歩党」が公報室によって政党登録が取り消され、行政庁の職権で強制解散したことはある。

秘密保全法に反対する愛知の会行動案内

<全国一斉キャンペーンデー> (名古屋)

11月14日(木)

- 12時～13時 名古屋市役所前で街頭宣伝
- 13時10分～ 自民党愛知県本部に要請行動
- 18時～19時 ナナちゃん人形前(名駅)にて街頭宣伝

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

11/21(木) 18時半- STOP!「秘密保護法」大集会に参加を(名古屋市久屋広場)

18:30 スピーチ集会(久屋広場) 名古屋市営地下鉄矢場町6番出口すぐ 松坂屋東

19:30- デモ

主催: 秘密保全法に反対する愛知の会

<http://nohimityu.exblog.jp/>

←そのほかの行動はこちらを参照ください。

